分析レポート

国内経済金融

21 世紀金融行動原則の採択について

～持続可能な社会を目指す金融行動への期待～

安藤　範親

金融界が持続可能な社会を目指した自主行動原則を設定

多数の金融機関で構成された「日本版環境金融行動原則起草委員会」が、11 年 10 月の会合で、「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21 世紀金融行動原則）」を採択した。

これは、10 年 6 月に環境省の中央環境審議会「環境と金融に関する専門委員会」でとりまとめられた報告書「環境と金融のあり方について～低炭素社会に向けた金融の新たな役割～」において、同委員会が環境金融の取り組み拡大のための仕組みとして、「日本版環境金融行動原則の策定」を提言したことに始まる。

これを受けて、10 年 9 月に環境省が事務局を務める起草委員会が立ち上がり、30 前後の幅広い業態の金融機関が起草委員会に自主参加、計 7 回、その具体化に向けた課題が検討された。

同原則は、持続可能な社会の形成のために必要な責任と役割を果たしたいと考える金融機関の行動指針として、また、同じ志をもつ金融機関が協動するための出発点として策定され、図表 1 に示す 7 原則からなる。

なお、後述するが、同原則は、署名金融機関の具体的な行動がともなって初めてその目的が実現されることから、業務別の行動指針となる 3 つの「ガイドライン」が合わせて策定されている。

同原則への署名は 11 年 11 月 15 日から開始され、今後 12 年 2～3 月には署名金融機関による第 1 回総会が開催される。総会では同原則の運営委員の任命・解任や、原則の改定、運営規定の改定などの決議が行われる。また、第 1 回総会では原則の普及促進やガイドライン改定の決議を行う運営委員会が設立され、その作業の担い手として運営委員を座長とする業務別ワーキンググループが設置される予定となっている。

（図表1）持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21 世紀金融行動原則）

①自らが果たすべき責任と役割を認識し、予防的アプローチの視点も踏まえ、それぞれの事業を通じ持続可能な社会の形成に向けた最善の取り組みを推進する
②環境産業に代表される「持続可能な社会の形成に寄与する産業」の発展と競争力の向上に資する金融商品・サービスの開発・提供を通じ、持続可能なグローバル社会の形成に貢献する
③地域の振興と持続可能性の向上の視点に立ち、中小企業などの環境配慮や市民の環境意識の向上、災害への備えやコミュニティ活動をサポートする
④持続可能な社会の形成には、多様なステークホルダーが連携することが重要と認識し、かかる取組みに自ら参画するだけでなく主体的な役割を担うよう努める
⑤環境関連法規の遵守にとどまらず、省資源・省エネルギー等の環境負荷の軽減に積極的に取り組み、サプライヤーにも働き掛けるように努める
⑥社会の持続可能性を高める活動が経営的な課題であると認識するとともに、取組みの情報開示に努める
⑦上記の取組みを日常業務において積極的に実践するために、環境や社会の問題に対する自社の役職員の意識向上を図る

（出所）環境省「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」より

先例は PRI

世界の先例としては、「責任投資原則（PRI：Principles for Responsible Investment）」がある。これは、06 年に、当時の国連アナン事務総長が、機関投資

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます

家の意思決定プロセスに ESG「E（Environment）：環境問題への取り組み（生態系保全や温室効果ガス排出量の公表など）、S（Society）：社会的取り組み（労働条件の改善、人材育成、地域貢献活動など）、G（Governance）：企業経営を監視する取り組み（行動規範、汚職防止、説明責任など）を考慮した投資」を受託者責任の範囲内で反映させるべきと提唱したことに始まる。この PRI は 6 つの原則からなり（図表 2）、機関投資家をはじめとする世界の投資家は、その投資判断に ESG を組み込んだ。署名機関数は、11 年 10 月末時点で 927 となり、欧米を中心に ESG に配慮した投資市場がここ数年で拡大している。

具体的な活動としては、署名金融機関が共同して ESG 問題について企業と直接話し合い、働きかけ（エンゲージメント）を行うことで、「温室効果ガス排出関連の情報開示」や「コーポレートガバナンスの改善」などの促進が見られる。

（図表2） PRIの6原則

①投資分析と意志決定のプロセスにESGの課題を組み込む
②活動的な（株式）所有者になり、（株式の）所有方針と（株式の）所有慣習にESG問題を組み入れる
③投資対象の主体に対してESGの課題について適切な開示を求める
④資産運用業界において本原則が受け入れられ、実行に移されるように働きかけを行う
⑤本原則を実行する際の効果を高めるために協働する
⑥本原則の実行に関する活動状況や進捗状況に関して報告する

（出所）Website for the United Nations-backed 'Principles for Responsible Investment' Initiativeより

持続可能な社会に向けた金融行動

こうした世界の動きに対し、日本の金融業界がどのように応えていくべきか、その具体的な行動の一つとして現れたのが、21 世紀金融行動原則である。

同原則では、先述のとおり、3 つの業務別ガイドライン、「預金・貸出・リース業務ガイドライン」、「運用・証券・投資銀行業務ガイドライン」、「保険業務ガイドライン」により、同原則をどのように実践するのかを示している。

これら業務別ガイドラインに共通する内容は、「①本業の商品・サービスの開発において持続可能性への配慮を組み込む、②業務プロセスに持続可能性への配慮を組み込む、③社会へ情報を発信し、さまざまなステークホルダーに働きかける」などで、それぞれについて具体的な取り組み内容が記述されている。これを、今までの持続可能な社会の形成に向けた金融行動の取り組みから見ると、①の本業の商品・サービスの開発については、SRI ファンドの取り扱いの増加、環境配慮型企業向けの私募債や特別金利融資、個人に対するエコ住宅ローンの金利優遇、環境配慮行動をサポートする保険などがある。一方で、②や③などは、例えば、環境マネジメントシステムである ISO14001 の取得や、環境報告書の作成などを行う金融機関の数が限られてきた。

なお、同原則は発表後間もないため、具体的な対応を表明する金融機関はまだ現れていないが、今後は、同原則への署名推進をきっかけに、国内金融機関の持続可能な社会の形成に向けた取り組みへのより一層の前進が期待される。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます